

昭和 52 年 3 月 30 日消防危第 56 号一部抜粋

第 3

3 特定屋外貯蔵タンクの溶接部の試験に関し、新たに技術上の基準が定められたこと（令第 11 条第 1 項第 4 号の 2 及び規則第 20 条の 6 から第 20 条の 9 まで）。なお、この基準については、次の事項に留意されたい。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 溶接部の試験は、日本非破壊検査協会が認定した非破壊検査認定技術者又はこれと同等以上の技能を有する者が行うものとする。
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略